（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第８号の２（第26条の29の２関係）（平22内府令32・追加、平23内府令35・平24内府令17・平24内府令46・平26内府令18・平29内府令６・平29内府令９・令元内府令２・令元内府令14・令２内府令14・令２内府令75・一部改正）

事　業　報　告　書

第　期（　　年　月　日から
　　年　月　日まで）

財務（支）局長
知事　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長
知事（　）第　号

（郵便番号　）
住　所
電話番号（　）　―
名　称
氏　名
（法人にあっては、代表者の氏名）
連絡者　所属　氏　名
電話番号（　）　―

（記載上の注意）
「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

事　業　報　告　書

目　次

1　貸金業務の概要
2　役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数
3　関係会社の状況
4　貸付金の種別残高
5　貸付金の担保内訳
6　貸付けの契約における公正証書の作成状況
7　資金調達の状況
8　延滞状況
9　指定紛争解決機関との契約締結等の状況

10　社内規則等の整備及び改正状況
11　従業者に対する研修の実施状況
12　内部監査の実施状況
13　金利帯別貸付件数及び貸付残高
14　利息収入の状況
15　特定非営利活動貸付けの状況
16　生活困窮者支援貸付けの状況

（記載上の注意）

1　記載基準日は事業年度の末日とする。

2　法第４条第１項の登録申請書又は法第８条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

3　「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。

事　業　報　告　書

第　期（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

1　貸金業務の概要

（記載上の注意）

貸金業務の位置付け（当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況）、貸金業務の状況の推移（貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由）及び海外における事業展開等（進出国、拠点数、業務内容等）について簡潔に記載する。

2　役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数

区　　分	人　数　等		
		うち個人	うち法人
役　　員			
うち常勤役員			

従業員	職員			
	その他			
	計			
合計				
事務所				
	有人事務所			
	事務所外自動契約機設置箇所			
	事務所外現金自動設備自社設置箇所			
	代理店			
合計				
提携先現金自動設備設置箇所				

(記載上の注意)

1　個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。

2　事務所外自動契約機設置箇所の欄には、有人事務所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。

3　事務所外現金自動設備自社設置箇所の欄には、有人事務所内、事務所外自動契約機設置箇所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。

3　関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合　(%)	

（記載上の注意）

1　「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第８項における関係会社をいう。

2　「議決権の所有又は被所有割合」は、小数点第３位以下を切り捨てて表示する。

3　「住所」には、国内の関係会社は市区町村名までを記載し、海外の関係会社は都市名までを記載する。

4　「関係内容」には、役職員の兼任や資金援助、取引状況等について記載する。

4　貸付金の種別残高

貸付種別＼件数・残高		件　数	構成割合	残　高	構成割合	平均約定金利
消費者向	無担保（住宅向を除く）	件	%	百万円	%	%
	有担保（住宅向を除く）					
	住宅向					
	計					
事業者向	貸付					
	手形割引					
	計					
合計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

（記載上の注意）

1　「平均約定金利」は加重平均により小数点第２位まで記載する。

2　「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。

3　担保には保証を含まない。

4　「構成割合」は合計に対する割合を記載する。

5　「株式取得資金」の貸付は、１件の貸付残高が１億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。

6　「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。

7　「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

5　貸付金の担保内訳

受入担保の種類	残　　高	構　成　割　合
有　価　証　券	百万円 （　　百万円）	% （　　%）
うち手形	（　　）	（　　）
うち小切手	（　　）	（　　）
うち株式	（　　）	（　　）
債　　権	（　　）	（　　）
うち預金	（　　）	（　　）
商　　品	（　　）	（　　）
不　動　産	（　　）	（　　）
財　　団	（　　）	（　　）
そ　の　他	（　　）	（　　）
計	（　　）	（　　）
保　　証	（　　）	（　　）

無　担　保	（　　）	（　　）
合　　計	（　　）	100 （　　100）

（記載上の注意）

1　２種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。

2　括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保内訳について記載する。

6　貸付けの契約における公正証書の作成状況

件数・金額 契約種別	件数	うち特定公正証書	金額	うち特定公正証書
貸付けに係る契約	件 （　　）	件 （　　）	百万円 （　　）	百万円 （　　）
保証契約	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（記載上の注意）

1　事業報告書作成時点で貸付残高のある貸付契約に関して作成された公正証書について計上すること。

2　「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。

3　「特定公正証書」とは、法第20条第１項における特定公正証書をいう。

4　括弧内には、貸金業法施行前に締結された契約で、利息制限法の上限金利を超過した貸付けに係る契約若しくは貸付けに係る契約に係る保証契約について、公正証書を作成した件数及び額面を記載する。

7　資金調達の状況

借入先等	残高	平均調達金利
１金融機関	百万円	%
２関係会社 （金融機関を除く。）		
３事業会社 （信販・リース会社を含む。）		
４個人		

5そ　　の　　他		
社債・ＣＰ		
合　　計		
自　己　資　金 （法人の場合は自己資本）		
資本金（法人）		

（記載上の注意）

1　平均調達金利は、加重平均により、小数点第２位まで記載する。

2　「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府関係金融機関等をいう。

3　「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第８項における関係会社をいう。

4　「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。

5　「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む。）の合計額を加えた額をいう。

6　残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

8　延滞状況

	貸付金残高	延滞残高					当期貸倒損失額	当期貸倒引当金額
		１か月以上３か月未満	３か月以上６か月未満	６か月以上１年未満	１年以上	計		
消費者向	百万円	百万円 （　）	百万円 （　）	百万円 （　）	百万円 （　）	百万円 （　）	百万円 （　）	百万円 （　）
事業者向		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
合計		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

（記載上の注意）

1　貸付金残高のうち、返済約定期限経過後１か月以上３か月未満、３か月以上６か月未満、６か月以上１年未満及び１年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。

2　貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。

3　延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定

める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高の全てを計上する。（返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。）

4　括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息（資産不計上分を含む。）の発生したもの（未収利息発生後、それぞれ１か月以上３か月未満、３か月以上６か月未満、６か月以上１年未満及び１年以上経過したもの）を記載する。

5　表４の貸付金の種別残高、表５の貸付金の担保内訳の残高及び表８の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

9　指定紛争解決機関との契約締結等の状況

（記載上の注意）

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

10　社内規則等の整備及び改正状況

（記載上の注意）

1　策定している社内規則等の名称を記載するとともに、事業年度内に当該規則等の改正を行った場合には、その概要を簡記すること。

2　貸金業協会会員にあっては記載を要しない。

11　従業者に対する研修の実施状況

（記載上の注意）

1　研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。

2　自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研修は除くこと。

12　内部監査の実施状況

（記載上の注意）

1　「内部監査」とは、監査部署等による業務監査を指し、外部委託によるものを含み、内部管理の一環としての検査等を含まない。（ただし、内部監査の代替として行う措置がある場合には、当該措置を記載すること。）

2　内部監査において自己検証を行っている場合は、自己検証の記録を添付すること。

3　業務監査の種類ごとに「監査期間」、「監査対象部署」、「監査結果の概要」、「改善策」を記載する。

13　金利帯別貸付件数及び貸付残高

件数・残高 金利帯	件　数	構成割合	残　高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超　5.0%以下				
5.0%超　7.5%以下				
7.5%超				
合　　計		100		100

(記載上の注意)

金利は約定金利とする（法第12条の８第２項に規定するみなし利息を含む。）。

14　利息収入の状況

利息収入額 種　別	利息収入額	構成割合
法第３条第１項の登録を受けた日以降行った貸付けに係る利息収入額	百万円	% 100
うち特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者を支援するための貸付けに係る利息収入額		

(記載上の注意)

法第12条の８第２項に規定するみなし利息を含む。

15　特定非営利活動貸付けの状況

(1)　貸付内容別貸付件数及び貸付残高

件数・残高 貸付内容	件　数	構成割合	残　高	構成割合
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	件	%	百万円	%
社会教育の推進を図る活動				
まちづくりの推進を図る活動				
観光の振興を図る活動				

農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動				
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動				
環境の保全を図る活動				
災害救援活動				
地域安全活動				
人権の擁護又は平和の推進を図る活動				
国際協力の活動				
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動				
子どもの健全育成を図る活動				
情報化社会の発展を図る活動				
科学技術の振興を図る活動				
経済活動の活性化を図る活動				
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動				
消費者の保護を図る活動				
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動				
上記に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動				
合　　計		100		100

(記載上の注意)

1　第１条の２の４第４項の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。

2　貸付内容は、特定非営利活動促進法第２条第１項別表に掲げる区分に準じて計上する。

3　貸付内容が複数にわたる場合には、二重計上はせずに、主な貸付内容にのみ計上する。

(2)　金利帯別貸付件数及び貸付残高

件数・残高 / 金利帯	件　数	構成割合	残　高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超　5.0%以下				
5.0%超　7.5%以下				
7.5%超				
合　　計		100		100

(記載上の注意)

1　第１条の２の４第４項の特定非営利活動貸付けについてのみ計上する。

2　金利は約定金利とする（法第12条の８第２項に規定するみなし利息を含む。）。

3　貸付件数及び貸付残高の合計が、表15(1)貸付内容別貸付件数及び貸付残高の合計と一致するよう計上する。

16　生活困窮者支援貸付けの状況

(1)　貸付件数及び貸付残高

件数・残高 / 貸付内容	件　　数	残　　高
生活困窮者支援貸付け	件	百万円

(記載上の注意)

第１条の２の４第５項の生活困窮者支援貸付けについてのみ計上する。

(2)　金利帯別貸付件数及び貸付残高

件数・残高 / 金利帯	件　数	構成割合	残　高	構成割合
2.5%以下	件	%	百万円	%
2.5%超　5.0%以下				

5.0%超　7.5%以下				
7.5%超				
合　　計		100		100

(記載上の注意)

1　第１条の２の４第５項の生活困窮者支援貸付けについてのみ計上する。

2　金利は約定金利とする（法第12条の８第２項に規定するみなし利息を含む。）。

3　貸付件数及び貸付残高の合計が、表16(1)貸付件数及び貸付残高の合計と一致するよう計上する。